

## 報告第37号

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年11月26日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和3年9月14日
- 2 損害賠償額 404,047円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和3年8月10日午前9時45分頃、市内田島1653番1付近の広域農道小田原中井線の道路脇において、農政課会計年度任用職員が交通の支障となる竹を伐採していたところ、竹が道路側に倒れ、走行中の相手方車両を破損させた。